号

絶 滅 \mathcal{O} おそ れのあ る野 生動 植 物 \mathcal{O} 種 \mathcal{O} 保存に関する法律施行令の一 部を改正する政令

内 閣 は、 絶滅 \mathcal{O} いおそれ のある野生 動 植 物 \mathcal{O} 種 \mathcal{O} 保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) 第四条第三

項 か ら第五項まで、 第六条第二項第三号、 第十二条第一項第三号、 第十五条第一項ただし書、 第二十条第

項及び)第五· 十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶 滅 \mathcal{O} お そ れ \mathcal{O} あ る野 生動 植 物 \mathcal{O} 種 この保存 に 関する法律施行令 (平成五年政令第十七号) *Ø*)
— 部を次のよ

うに 改正する。

第二 条第二号 口 中 (5)(3) 並びに(7) を 「6) 並 び (8) に改め、 同条第三号中 別 表第 <u>ー</u>の 表二の の第二の(4)

(7) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 項、 (8) を 別 表第 の表二の第二の(5の 1 \mathcal{O} 項 (8) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 項」 に、 (16)(17) (22) (25) 及び (26) を

(17)(21) (22) (30) (34) 及 び (35) に改 \Diamond る。

第五 条 の二第一 号 中 「別表第 五. \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 項」 を 「別表第五 の2の項」 に改め、 同条第二号中 「別表第五 つ 3

0 項」 を 「別表第五の 4 0) 項」 に改め る。

第五 条 が 五 中 「別表第五 0 1 の項」 を 「別表第五の2の項」 に改める。

別表第一の表二の第一の六のイ中7を8とし、 (6) を(7) とし、 (5を6とし、 (4の次に次のように加える。

- (5) ほたる科
- Luciola owadai (カメジマボタル)

別表第一の表二の第一の六のハの(1中4の項を5の項とし、 3の項を4の項とし、 2の項の次に次の一項

を加える。

3 | Pithecops fulgens tsushimanus (ツシマウラボシシジミ)

別表第一 の表二の第一 の六中ニを削り、 ホをニとし、 同表の第一 の六に次のように加える。

ホ ばった目

- (1) ばった科
- 1 | Celes skalozubovi akitanus (アカハネバッタ)

別表第一の表二の第一の七のイの(1に次の三項を加える。

- 15 | Satsuma amanoi (アマノヤマタカマイマイ)
- 16 | Satsuma hemihelvus (ウラキヤマタカマイマイ)

別表第一の表二の第一に次のように加える。

	八 軟甲綱
	イ 十脚目
	(1) さわがに科
1	Amamiku occulta (カクレサワガニ)
2	Geothelphusa levicervix (トカシキオオサワガニ)
3	Geothelphusa miyakoensis (ミヤコサワガニ)
4	Geothelphusa tenuimanus (ヒメユリサワガニ)

別表第 の表二の第二の(1中2の項を4の項とし、 1の項を3の項とし、 同項の前に次の二項を加える。

別表第一の表二の第二中(2を3)とし、(2を3)とし、(4を3)とし、その次に次のように加える。

Elatostema yonakuniense (ヨナクニトキホコリ) (33)55 科でくる

別表第一の表二の第二中(2を(31とし、 (22) を (30) とし、 (21) を (29) とし、 (20) を (27) と し、 その次に次のように加える。

1 Rhamnus kanagusukui (ヒメクロウメモドキ)

(28)

くろい

ひせんご

ぎ科

別表第 0) 表二の第二中(19)を(26)とし、 (18) を (23) とし、 その次に次のように加える。

Polygala longifolia (リュウキュウヒメハギ)

(24)

ひめはぎ科

(25) たで科

1 | Persicaria attenuata ssp. pulchra (アラゲタデ)

別表第一の表二の第二中(1を22とし、 2 Persicaria japonica var. taitoinsularis (ダイトウサクラタデ) (16) を (21) とし、 (15) を (20) とし、 同表の第二の(14)中20の項を25の項とし、

17 の項から19の項までを五項ずつ繰り下げ、 16の項を20の項とし、 同項の次に次の一項を加える。

別表第 0 表二の第二の (14) 中 15 \mathcal{O} 項を18の項とし、 同項の次に次の一 項を加える。

19 | Odontochilus tashiroi (オオギミラン)

別表第一の表二の第二の(14)中 14 の項を 17 の項とし、 13の項を16の項とし、 12の項を14の項とし、 同項の次

に次の一項を加える。

15 | Hetaeria oblongifolia (オオカゲロウラン)

別表第一の表二の第二の(1の1の項の次に次の二項を加える。

12 | Goodyera fumata (ヤブミョウガラン)

13 | Habenaria stenopetala (テツオサギソウ)

別表第 \mathcal{O} 表二 \mathcal{O} 第二中 (14) を (19) とし、 (13) を (18) とし、 (12) を (17) とし、 (11) を (15) とし、 その 次に次の ように加える。

(16) きんとらのお科

| Ryssopterys timoriensis (ササキカズラ)

別表第一の表二の第二中(1を12とし、 その次に次のように加える。

1	(13) まめ科
1	1 Uraria picta (ホソバフジボグサ)
2	Vigna vexillata var. vexillata (サクヤアカササゲ)
	(14) ゆり科
1	Chionographis koidzumiana var. kurokamiana (カロカミシラ

別表第一の表二の第二中(9を11とし、 同表の第二の(8)に次の一項を加える。

別表第 0) 表二の第二中(8を(1)とし、 (7)を8)とし、 その次に次のように加える。

Tripterospermum distylum (ハナヤマツルリンドウ)

0

(9) とうだいぐさ科

1 | Chamaesyce sparrmannii (ボロジノニシキソウ)

別表第一の表二の第二の(6中1の項を2の項とし、 同項の前に次の一項を加える。

Cyrtomium macrophyllum var. microindusium (クマヤブソテツ)

別表第一の表二の第二中(6を7とし、 (5)を(6とし、 同表の第二の4に次の一項を加える。

0 Crepidiastrum lanceolatum var. daitoense (ダイトウワダン)

別表第一の表二の第二中(4を5とし、 (3) を (4) とし、 同表の第二の(2中3の項を4の項とし、 2の項の次に

次の一項を加える。

ယ Asplenium oligophlebium var. iezimaense (イエジマチャセンシダ)

別表第一の表二の第二の(2に次の一項を加える。

| 5 | Hymenasplenium subnormale (ウスイロホウビシダ)

別表第 0) 表二 の第二中(2を(3とし、 (1の次に次のように加える。

(2) うまのすずくさ科

Asarum caudigerum (オナガサイシン)
Asarum okinawense (ヒナカンアオイ)

2

別表第二の表二の第一の一の ロの3中2の項を削り、 21 の項を20の項とし、 22の項を削り、 23 の項を 21 (T)

項とし、 24の項を22の項とし、 同表の第一の一のハの(7中2の項を3の項とし、 同表の第一 の 一 の ハ の (7) 0

1 の項中「スナメリ」を「米オフォカドナ・フォカドノイデス」に改め、 同項を同表の第一の一のハの(7の

2の項とし、 同項の前に次の一 項を加える。

Neophocaena asiaeorientalis (スナメリ) 昭和55年11月 4 Ш

別表第二の表二の第一の一のリの(2中 __ /// ハナガバンディクート科」を「みみながバンディクート科」に

同表の第一の一のルの(1の5の項中 「Ateles geoffroyi panamensis」や「Ateles geoffroyi ornatus」 过

同表の第一の一中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、

改め、

同表の第一の一のヌの(1の6の項を削り、

改め、 の次に次の一 同表 の第 の 一 の ル の (3) 中 23 の項を24の項とし、 5の項から22の項までを一項ずつ繰り下げ、 4 の項

 Ω Macaca syl vanus (メーバリ] マカク)

項を加える。

平成29年 1月 2 Ш

別表第二の 表二 $\overline{\mathcal{O}}$ 第一 \mathcal{O} \mathcal{O} ル 0 (8)を次のように改める。

8 インドリ科

インドリ科全種

昭和55年11月 4 Ш

別表第二の表二の第 0) 中ルをヲとし、 ヌの次に次のように加える。

 $\stackrel{\sim}{\smile}$ **有**繁

	(1) せんざんこう科	
1	Manis crassicaudata (インドセンザンコウ)	平成29年1月2日
2	Manis culionensis (マニス・カリオネンスイス)	平成29年1月2日
3	Manis gigantea (オオセンザンコウ)	平成29年1月2日
4	Manis javanica (マライセンザンコウ)	平成29年1月2日
2	Manis pentadactyla (コミミセンザンコウ)	平成29年1月2日
6	Manis temminckii (サバンナセンザンコウ)	平成29年1月2日
7	Manis tetradactyla (オナガセンザンコウ)	平成29年1月2日
8	Manis tricuspis (キノボリセンザンコウ)	平成29年1月2日
)	

別表第二の表二の第一の二のワの(1に次の一項を加える。

6
$Psittacus\ erithacus\ (\exists\ \mathcal{J}\ \mathcal{L})$
平成29年1月2日

別表第二の表二の第一の二のワの3の2の項中「(Eunymphicus cornutus cornutus(Hヴリヰソフィク

ス・コルヌトゥス・コルヌトゥス)及びEunymphicus cornutus uvaeensis (エウニュンフィクス・コルヌト

とし、2を4とし、その前に次のように加える。 サス・ウヴァドドンメイス)や吟む。)」を削り、同表の第一の三のハ中(5を7とし、4を6とし、3を5)

2 Lygodactylu	1 Cnemaspis p	(3)
Lygodactylus williamsi (アオマルメヤモリ)	Cnemaspis psychedelica (ゲンカクマルメスベユビヤモリ)	やもり科
平成29年 1 月 2 日	平成29年 1 月 2 日	

別表第二の表二の第一の三のハ中(1を2とし、その前に次のように加える。

	(1) あしなしとかげ科	
1	1 Abronia anzuetoi (アンズエトキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年 1 月 2 日
2	Abronia campbelli (キャンベルキノボリアリゲータートカゲ	平成29年1月2日
)	
3	Abronia fimbriata (フサキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年1月2日
4	Abronia frosti (フロストキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年1月2日
IJ	Abronia meledona (メレドナキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年 1 月 2 日

別表第二の表二の第一の三のハに次のように加える。

8 わにとかげ科

別表第二の表二の第一の三のホの7の3 の項中 「Chelonoidis nigra」 を「Chelonoidis niger」 に改め、

平成29年1月

0

Ш

Shinisaurus crocodilurus (ワニトカゲ)

同表の第一の四のイの(1中6の項を7の項とし、 2の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、 1の項の次に

次の一項を加える。

2 Amietophrynus channingi (७ ≷ Н レイ \subseteq ユヌス・カンニンギ 昭和55年11月 4 Ш

別表第二の表二の第一の四のイの(2を次のように改める。

(2) みなみがえる科

Telmatobius culeus (チチカカミズガエル)

平成29年1月2日

別表第二の表二の第一の七中「函鑑用鑑」を「ツーフカソス鑑」に改め、 同表の第一の十のイに次のよう

に加える。

(2) ケポリダエ科

| Polymita属(ポリユミタ属)全種

平成29年1月2日

同表の第二の(4の10の項中 別表第二の表二の第二の4の9の項中 「白斜子)」の下以「(Mammillaria pectinifera ssp. 「 (Escobaria leei (エスコバリア・レエイ) を含む。) 」 solisioides (マンミ を削 ŋ

ルラリア・ペクティニフ **エブ・ソリスイギイデス)や含む。)」を加え、** 同表の第二の4中11の項を削り、

12 の項を11の項とし、 13の項から17 の項までを一項ずつ繰り上げ、 同表の第二の4の18の項中 (Pediocac

tus bradyi ssp. despainii (ペディオカクトゥス・ブラデュイ・デスパイニイ) 及びPediocactus bradyi

ssp. winkleri (ペディオカクトゥス・ブラデュイ・ウィンクレリ) を含む。)」 を削り、 同 項 を 同 表 の第

二の(4の17の項とし、 同表の第二の4中19 の項を18の項とし、 20の項から22の項までを一項ずつ繰り上げ、

23の項を22の項とし、同項の次に次の一項を加える。

23 Sclerocactus blainei (スクレロカクト カスス ・ブライネイ)

平成29年 1月 2日

別表第二の表二の第二の4中35 の項を39の項とし、 32の項から34の項までを四項ずつ繰り下げ、 31の項を

33の項とし、同項の次に次の二項を加える。

35 Sclerocactus wetlandicus (スクレロカクトゥス・ウェトラン 昭和58年7月29日 ディクス)	34	34 Sclerocactus sileri (スクレロカクトゥス・スイレリ)	平成29年1月2日
ディクス)	35	Sclerocactus wetlandicus (スクレロカクトゥス・ウェトラン	7月29
		ディクス)	

別表第二の表二の第二の(4中3)の項を32の項とし、25の項から29の項までを二項ずつ繰り下げ、24の項の

次に次の二項を加える。

別表第二の表二の第二の①の1の項中「Chrysalidocarpus decipiens(クリュキリドカルプス・デキピよ

ンス)」を「Dypsis decipiens(ディプスイス・デキピインス)」に改め、同表の第二の②中2の項を削り

3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表の第二の(2)に次の一項を加える。

別表第三の第一中6を9とし、 (5を8とし、4を7とし、 同表の第一の(3に次の一項を加える。

7 | Odontochilus tashiroi (オオギミラン)

別表第三の第一中(3を6とし、 (2を4とし、その次に次のように加える。)

(5) みり季

Chionographis koidzumiana var. kurokamiana (クロカミシライトソウ)

別表第三の第一中(1を(3とし、その前に次のように加える。

(1) さといも科

Arisaema heterocephalum ssp. okinawense (オキナワテンナンショウ)

(2) うまのすずくさ料

1 | Asarum caudigerum (オナガサイシン)

2 | Asarum okinawense (ヒナカンアオイ)

別表第四の第一の一中リをヌとし、へからチまでをトからリまでとし、 ホの次に次のように加える。

へ 有鱗目

	1
	せんざんこう科
	文 、 類
他環境省令で定めるもの、皮革製品	

別表第五中3の項を4の項とし、 2の項を3の項とし、 1の項を2の項とし、 同項の前に次の一項を加え

る。

せんがろこ ら科

皮及びその加工品

別表第六の 19 0 項中 「キューバ」や「コロンビアのシスパタ湾マングローブ統合管理地区及びキューバ」

に改め、 同 表 の 22 の項中「イソブメツア」の下に「、 々てーツア」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、 平成二十九年一月二日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

理由

国際希少野生動植物種としてインドセンザンコウ等をそれぞれ追加する等の必要があるからである。

国内希少野生動植物種としてクメジマボタル等を

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、